

公益社団法人熊取町シルバー人材センター

会 員 就 業 規 約

公益社団法人熊取町シルバー人材センター

会 員 就 業 規 約

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規約は、公益社団法人熊取町シルバー人材センター（以下、「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものである。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実を上げようとするものである。

2 会員は、就業に当たって信条、性別、社会的地位、門地、宗教、国籍などの理由で差別的取り扱いを受けない。

第 2 章 就 業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けセンターが一括してその交渉に当たるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

(仕事の配分手順等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金（包括的契約においては、「会員業務委託料」。以下同じ。）等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。

また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は就業報告書締切期日後、速やかにセンターに提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業に当たり相互に次の点に留意すること。

- (1) センターから提供された仕事について、誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターに届けること。
- (3) 就業に当たっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

(守秘義務)

第7条 会員は、就業上知り得た業務上の機密事項を第三者に漏らしてはならず、また退会後も同様の義務を負う。なお、「機密事項」とは、発注者、就業先、他の就業会員等の個人情報のほか就業先の社内情報、センターとの契約内容等をいう。

第 3 章 配 分 金

(支払いの原則)

第8条 センターは、就業した会員に対するその配分金を、原則として会員が指定する金融機関に振り込む方法をもって支払うものとする。

(支払日の原則)

第9条 センターは、会員が就業した場合、その配分金を毎月1回、翌月末日に支払うものとする。

(社会的相当配分の原則)

第10条 会員の就業に対する配分金は、その地域における類似の仕事の対価及び仕事の種類、内容等を勘案し社会的に相当な内容のものとする。

第 4 章 共 同 作 業

(共同作業の留意事項)

第11条 会員が共同作業を必要とする場合は、以上の就業に関する定めに加え次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、その中から班長、世話人等（以下、「リーダー」という。）を互選する。リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休憩時間、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。

- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気の下で就業できるよう、共同責任分担の精神を持って努力すること。
- (4) 就業会員が就業中、ケガをし、又は病気となったときには、共同作業中の会員は、直ちにリーダー及びセンター又は発注者に連絡を行うなどの応急の措置を採るようにすること。

第 5 章 傷 害 保 険

(傷害保険)

第 12 条 会員の就業中などに受けた死傷病等については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

- 2 被傷害者又は共同作業会員は、事故後、遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

第 6 章 損 害 保 険

(損害保険)

第 13 条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物等に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、担保できない賠償については、会員が負うものとする。

第 7 章 雑 則

(規約の改廃)

第 14 条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、社団法人熊取町シルバー人材センター設立許可のあった日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。